

# 監事監査報告書

令和7年5月27日

学校法人 平安女学院

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

監 事 竹 中 芳 晴



監 事 西 山 伸 一



私たちは、学校法人平安女学院の監事として、旧私立学校法(令和5年5月8日施行)第37条第3項及び学校法人平安女学院旧寄附行為(令和5年7月28日施行)第14条の規定に基づき、学校法人平安女学院の令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)における財産目録及び計算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表)を含め、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行について監査した。

私たちは監査に当たり、理事会その他の重要な会議に出席し、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、私たちは、学校法人平安女学院の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは旧寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。